

平成 26 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

平成27年3月12日

荒川区監査委員	中 里 稔
同	岩 下 嘉 之
同	茂 木 弘

1 実施期間

平成26年10月21日から平成27年3月12日まで

2 監査対象等

監 査 対 象		財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部	
社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会	総務企画部 福祉部 子育て支援部	補助金
公益社団法人 荒川区シルバー人材センター	福祉部	補助金、貸付金
社会福祉法人 ドン・ボスコ学院 (ドン・ボスコ保育園)	子育て支援部	補助金
社会福祉法人 三樹会 (にじの樹保育園)	子育て支援部	補助金
学校法人 三幸学園 (ぼけっとランド南千住瑞光保育園)	子育て支援部	補助金
株式会社 WITH (ういず東日暮里保育園)	子育て支援部	補助金
公益財団法人 荒川区自治総合研究所	総務企画部	出捐金、補助金
一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター	地域文化 スポーツ部 産業経済部	出捐金、補助金
社会福祉法人 教信精舎 (荒川区立夕やけこやけふれあい館・荒川区立夕やけこやけ保育園)	区民生活部 子育て支援部	指定管理者
ニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト (荒川区立清里高原ロッジ・荒川区立清里高原少年自然の家)	地域文化 スポーツ部	指定管理者
株式会社 東急コミュニティー (荒川区営住宅)	福祉部	指定管理者

3 監査の観点、範囲、監査日

監査の観点、範囲、監査日は、対象団体別に示すとおりである。

4 監査の結果

監査を行った結果、区が団体に支出した経費の執行状況等については、事業の目的に沿っておおむね適正に執行されている。

対象団体別目次

	頁
1 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 -----	1
2 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター -----	4
3 社会福祉法人 ドン・ボスコ学院（ドン・ボスコ保育園）-----	6
4 社会福祉法人 三樹会（にじの樹保育園）-----	9
5 学校法人 三幸学園（ぼけっとランド南千住瑞光保育園）-----	11
6 株式会社 WITH（ういず東日暮里保育園）-----	13
7 公益財団法人 荒川区自治総合研究所 -----	15
8 一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター -----	17
9 社会福祉法人 教信精舎 （荒川区立夕やけこやけふれあい館・荒川区立夕やけこやけ保育園）----	19
10 ニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト （荒川区立清里高原ロッジ・荒川区立清里高原少年自然の家）-----	22
11 株式会社 東急コミュニティー（荒川区営住宅）-----	24

1 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（昭和28年に任意団体として発足。以下「社協」という。）は、事務所を荒川区南千住一丁目13番20号に置き、昭和39年に社会福祉法人の認可を受けた社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条の規定に基づく法人である。

社協は、荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、社協が実施する社会福祉活動等に要する経費の一部を補助することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

社協は、区から補助金を受けて、次の事業を行っている。

- ア 地域活動支援事業
- イ 社協職員人件費
- ウ ボランティア活動推進事業事業費
- エ ボランティア活動推進事業人件費
- オ 地域コーディネーター人件費
- カ 重度心身障がい者（児）レクリエーション事業
- キ 長寿慶祝の会事業
- ク 福祉サービスあんしんサポート事業
- ケ 在宅福祉サービス事業
- コ 福祉のしごとフェア事業
- サ 介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業
- シ 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費
- ス 汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費

(3) 組織

社協は、理事18名、監事3名、評議員40名、職員167名（常勤職員68名、非常勤職員99名）をもって構成されている。また、平成26年3月31日現在の会員数は、特別会員2,100名、正会員1,403名、ワンコイン会員39名、団体会

員 143 団体である。

3 区との財政援助等の関係

区は、社協に対して、社会福祉活動等の経費の一部について補助金を交付している。

このほか、区は、社協を①荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター ②荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター ③荒川区立荒川老人福祉センター ④荒川区立荒川生活実習所 ⑤荒川区立尾久生活実習所 ⑥荒川区立尾久生活実習所分場 ⑦荒川区立荒川福祉作業所 ⑧荒川区立障害者福祉会館の指定管理者に指定しており、指定管理料 5 億 756 万 4,771 円を支出している。

また、区は、障害者就労支援事業及びふれあい入浴券支給事業外 10 事業の委託料 6,186 万 8,650 円を支出している。

第 2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 社協

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 総務企画部・福祉部・子育て支援部

ア 社協に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 25 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 社協 | 平成 27 年 1 月 13 日 |
| (2) 総務企画部 | 平成 27 年 1 月 13 日 |
| (3) 福祉部 | 平成 27 年 1 月 13 日 |
| (4) 子育て支援部 | 平成 27 年 1 月 13 日 |

第3 監査の結果

平成25年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
地域活動支援事業	6,481,772	6,101,318	380,454
社協職員人件費	64,700,148	64,700,148	0
ボランティア活動 推進事業事業費	2,943,000	2,837,734	105,266
ボランティア活動 推進事業人件費	7,893,000	7,893,000	0
地域コーディネーター 人 件 費	2,590,755	2,458,626	132,129
重度心身障がい者(児) レクリエーション事業	1,226,000	1,185,713	40,287
長寿慶祝の会事業	4,607,000	4,149,203	457,797
福祉サービスあんしん サポート事業	14,996,000	14,255,315	740,685
在宅福祉サービス事業	34,073,209	33,150,267	922,942
福祉のしごとフェア事業	150,000	105,300	44,700
介護保険サービス利用者 負担額軽減制度事業	18,309	18,309	0
荒川おもちゃ図書館子育て 交流サロン事業運営費	10,120,000	10,120,000	0
汐入おもちゃ図書館子育て 交流サロン事業運営費	7,881,000	7,881,000	0
合 計	157,680,193	154,855,933	2,824,260

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

2 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「シルバーセンター」という。）は、事務所を荒川区東尾久四丁目32番7号に置き、昭和55年に任意団体として発足し、同年社団法人として認可を受け、平成23年4月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく認定を受けた法人である。

シルバーセンターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、シルバーセンターに対して、その安定運営を確保するために、事業に要する経費の一部について、公益社団法人荒川区シルバー人材センター事業補助金交付要綱に基づき補助している。また、事業運営に必要な運用のための貸付金について、公益社団法人荒川区シルバー人材センター運用資金貸付要綱に基づき支出している。

(2) 補助事業の内容

シルバーセンターは、職員給与等の人件費、事務費及び施設維持管理費等の事業費、受注拡大を図るための高齢者生活援助サービスの推進にかかる経費について補助金を受け、センターの安定運営を確保している。

(3) 組織

シルバーセンターは、理事10名、監事2名、職員9名（役員兼務1名、非常勤職員4名を含む。）をもって構成されている。また、平成26年3月31日現在の会員数は正会員1,655名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、シルバーセンターに対して補助金を交付し、また、貸付金を支出している。

このほか、区は、シルバーセンターを荒川区立授産場（指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）の指定管理者に指定しており、指定管理料1,601万7,093円を支出している。

また、区は、自転車等放置防止・指導啓発業務、児童安全推進業務など外49事業の委託料として、3億6,720万6,092円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) シルバーセンター

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付及び貸付金貸付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

- ア シルバーセンターに対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付及び貸付金貸付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 25 年度の補助対象事業及び貸付金について実施した。

3 監査日

- (1) シルバーセンター 平成 26 年 12 月 12 日
- (2) 福祉部 平成 26 年 12 月 12 日

第3 監査の結果

平成 25 年度の補助金及び貸付金実績は、次表のとおりである。

表(1) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
公益社団法人荒川区シルバー人材センター事業補助金	48,798,959	44,625,491	4,173,468

表(2) 貸付金実績

(単位：円)

区 分	貸 付 額	返 還 額
運 用 資 金	3,000,000	3,000,000

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

3 社会福祉法人 ドン・ボスコ学院 (ドン・ボスコ保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人ドン・ボスコ学院（昭和27年10月30日設立認可。以下「ドン・ボスコ学院」という。）は、事務所を荒川区荒川三丁目11番1号に置き、ドン・ボスコ保育園、子育てに関する相談等を行う子育てサロンを運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内に保育所を設置している社会福祉法人に対し、既存施設の定員増を図るため、増改築に係る施設整備等に要する費用の一部を、荒川区保育所緊急整備事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

ドン・ボスコ学院は、ドン・ボスコ保育園を増改築するため、工事期間中、町屋ひろば館を改修し仮園舎で保育園を運営していた。園舎の建設工事を行い、開設備品を整え、認可定員を186名から191名に増員し、平成26年4月から新園舎で運営している。

ドン・ボスコ保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区荒川三丁目11番1号
施設概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 延床面積 1,900.52㎡
	内訳
	①乳児室・ほふく室 144.13㎡
	②保育室・遊戯室 476.81㎡
	③調理室 62.72㎡
	④便所 69.88㎡
	⑤調乳室 9.57㎡
	⑥沐浴室 1.88㎡
	⑦事務室 46.84㎡
	⑧保育士室 71.37㎡
⑨廊下・その他 1,017.32㎡	

表② 認可定員

区分	定員
0歳児	9名
1歳児	30名
2歳児	34名
3歳児	38名
4・5歳児	80名
合計	191名

3 区との財政援助等の関係

区は、ドン・ボスコ保育園の増改築あたり、工事費等の一部について補助金を交付している。

このほか、保育園の運営費等について補助金2,009万2,311円を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) ドン・ボスコ学院

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア ドン・ボスコ学院に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成24年度、平成25年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) ドン・ボスコ学院 平成27年1月7日

(2) 子育て支援部 平成27年1月7日

第3 監査の結果

平成24年度、平成25年度の補助金実績は、表(1)、確定額の内容は、表(2)のとおりである。

表(1) 補助金実績

(単位:円)

区 分		交 付 額	確 定 額	返 還 額
荒川区保育所緊急整備 事業補助金		289,029,000	289,029,000	0
内 訳	平成24年度	13,584,000	13,584,000	0
	平成25年度	275,445,000	275,445,000	0

表(2) 確定額の内容

(単位:円)

	確定額	289,029,000
内	工事費等	288,948,000
訳	保育所開設準備費加算	81,000

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

4 社会福祉法人 三樹会 (にじの樹保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人三樹会（平成17年3月3日設立。以下「三樹会」という。）は、事務所を埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目17番22号に置き、認可保育所、認証保育所等を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、保育所の創設における施設整備に要する費用の一部を、荒川区保育所緊急整備事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

三樹会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設で、子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献することを目的として、荒川区南千住八丁目5番2号ににじの樹保育園を設置し、平成26年4月1日に開園した。

にじの樹保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区南千住八丁目5番2号
施設概要	鉄骨造 2階建 延床面積 1,220.43㎡
	内訳
	①乳児室・ほふく室 116.68㎡
	②保育室・遊戯室 467.48㎡
	③調理室 65.90㎡
	④事務室・医務室 66.33㎡
	⑤便所 43.78㎡
	⑥調乳室 5.57㎡
	⑦沐浴室 3.31㎡
⑧廊下・その他 451.38㎡	

表② 認可定員

区分	定員
0歳児	9名
1歳児	20名
2歳児	24名
3歳児	29名
4・5歳児	78名
合計	160名

3 区との財政援助等の関係

区は、三樹会に対して、にじの樹保育園の創設にあたり、工事費等の一部について補助金を交付している。

このほか、認証保育所運営費の補助金 108 万 5,760 円を交付している。また、荒川区立しおいり保育室運營業務外 1 事業の委託料 1 億 8,401 万 5,391 円を支出している。

第 2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 三樹会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 三樹会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 25 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 三樹会 平成 26 年 12 月 16 日

(2) 子育て支援部 平成 26 年 12 月 16 日

第 3 監査の結果

平成 25 年度の区補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区	分	交付額	確定額	返還額
荒川区	保育所緊急整備事業補助金	276,035,000	276,035,000	0
内訳	工事費等	272,801,000	272,801,000	0
	保育所開設準備費加算	3,234,000	3,234,000	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

5 学校法人 三幸学園 (ぼけっとランド南千住瑞光保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

学校法人三幸学園（昭和60年3月設立。以下「三幸学園」という。）は、事務所を文京区本郷三丁目23番16号に置き、教育基本法及び学校教育法に基づき東京未来大学を始め短期大学、高等学校、各種専門学校を経営するとともに教育研究事業に付随する保育園を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助事業の目的

区は児童福祉の向上を図ることを目的とし、自己所有のマンション等を整備して、荒川区内における児童福祉法第35条第4項に規定する保育所を創設する事業者は、荒川区自己所有物件による保育所整備事業補助金交付要綱に基づき自己所有物件の内装工事等に要する経費の一部を補助している。

(2) 補助事業の内容

三幸学園は、荒川区南千住七丁目30番1号に定員121名の認可保育園（ぼけっとランド南千住瑞光保育園）を設立し、平成26年4月1日に開園している。

ぼけっとランド南千住瑞光保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区南千住七丁目30番1号
施設概要	鉄骨造 3階建 延床面積 669.08㎡
	内訳
	①乳児室・ほふく室 78.15㎡
	②保育室・遊戯室 236.95㎡
	③調理室 24.93㎡
	④便所 35.69㎡
	⑤沐浴室 14.05㎡
	⑥事務室 16.91㎡
	⑦保育士室 17.91㎡
⑧廊下・その他 244.49㎡	

表② 認可定員

区分	定員
1歳児	23名
2歳児	24名
3歳児	24名
4・5歳児	50名
合計	121名

3 区との財政援助等の関係

区は、三幸学園に対してぼけっとランド南千住瑞光保育園の施設整備に係る補助金を交付するとともに、南千住5丁目に設置した認証保育所等に対しても保育所運営費の補助金6,666万738円を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 三幸学園

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 三幸学園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成25年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 三幸学園 平成26年12月18日

(2) 福祉部 平成26年12月18日

第3 監査の結果

平成25年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
自己所有物件による 保育所整備事業補助金	61,250,000	61,250,000	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

6 株式会社 WITH (ういず東日暮里保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社WITH（平成16年7月2日設立。以下「WITH」という。）は、事務所を埼玉県川口市飯塚一丁目2番16号に置き、認可保育所、認証保育所等を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内に保育所を設置している、又は設置を予定している法人に対し、賃貸物件を新たに保育所として整備する事業に要する費用の一部を、荒川区賃貸物件による保育所整備事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

WITHは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設で、待機児童の解消を図り、安心と感動を与えられる施設運営を目指すことを目的として、荒川区東日暮里四丁目11番6号にういず東日暮里保育園を設置し、平成26年4月1日に開園した。

ういず東日暮里保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区東日暮里四丁目11番6号
施設概要	鉄骨造 3階建 延床面積 372.58㎡
	内訳
	①乳児室・ほふく室 70.07㎡
	②保育室・遊戯室 107.31㎡
	③調理室 19.27㎡
	④医務室 3.36㎡
	⑤便所 25.13㎡
	⑥調乳室 2.10㎡
	⑦沐浴室 1.80㎡
	⑧事務室 18.86㎡
⑨廊下・その他 124.68㎡	

表② 認可定員

区分	定員
0歳児	6名
1歳児	12名
2歳児	13名
3歳児	13名
4・5歳児	28名
合計	72名

3 区との財政援助等の関係

区は、WITHに対して、ういず東日暮里保育園の施設整備に要する費用の一部を補助している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) WITH

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア WITHに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成25年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) WITH 平成26年12月24日

(2) 子育て支援部 平成26年12月24日

第3 監査の結果

平成25年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
賃貸物件による保育所整備事業補助金	59,025,000	59,025,000	0
内 建物賃借料及び礼金	6,525,000	6,525,000	0
訳 設計委託料及び工事費等	52,500,000	52,500,000	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

7 公益財団法人 荒川区自治総合研究所

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人荒川区自治総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目11番1号（荒川区役所北庁舎内）に置き、平成21年10月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき一般財団法人として設立され、平成23年8月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人の認定を受けた法人である。

(1) 設立目的

研究所は、荒川区が基礎自治体として政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供を図るために、区が抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行い、区に対し政策提言等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 荒川区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援
- イ 荒川区職員の人材育成に関する事業
- ウ 荒川区内外への調査研究結果・情報等の発信、交流に関する事業
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

研究所は、理事3名、監事2名、評議員3名、職員8名（常勤4名〔区派遣〕、非常勤4名）をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、研究所の基本財産として300万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 研究所

- ア 事業運営は出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 出捐金、補助金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 総務企画部

- ア 研究所に対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 25 年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 研究所 平成 26 年 12 月 15 日、平成 27 年 1 月 9 日
- (2) 総務企画部 平成 26 年 12 月 15 日、平成 27 年 1 月 9 日

第 3 監査の結果

平成 25 年度の出捐金及び補助金実績は、次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が研究所に出捐した 300 万円は、研究所の基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
職 員 人 件 費	21,848,000	14,775,619	7,072,381
運 営 費	860,000	624,106	235,894
調 査 研 究 等 事 業 費	15,886,000	4,139,119	11,746,881
合 計	38,594,000	19,538,844	19,055,156

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

8 一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター（以下「勤労者センター」という。）は、平成24年度に豊島区及び北区のサービスセンターが合併し、平成25年度に一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンターが加わり、3区の出捐金等をもとに設立された法人で、本部を豊島区東池袋一丁目20番15号豊島区立生活産業プラザに置き、営業所を荒川区荒川二丁目2番3号荒川区産業振興課内及び北区王子一丁目11番1号北とぴあに置いている。

(1) 設立目的

勤労者センターは、荒川区、豊島区及び北区（以下、総称して「区」という。）内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- イ 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等の事業
- ウ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- エ 中小企業勤労者福祉事業
- オ 東京都及び区が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

勤労者センターは、理事22名、監事2名、評議員20名、職員16名をもって構成されている。また、平成26年3月31日現在の会員数は10,454名、事業所数は3,065か所である。

2 区との財政援助等の関係

区は、勤労者センターの基本財産として300万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 勤労者センター

- ア 事業運営は、出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

- イ 出捐金、補助金に係る会計処理は適正に行われているか
- (2) 地域文化スポーツ部・産業経済部
 - ア 勤労者センターに対する指導監督は適切か。
 - イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 25 年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 勤労者センター 平成 26 年 12 月 22 日、平成 27 年 1 月 16 日
- (2) 地域文化スポーツ部 平成 26 年 12 月 22 日、平成 27 年 1 月 16 日
- (3) 産業経済部 平成 26 年 12 月 22 日、平成 27 年 1 月 16 日

第 3 監査の結果

平成 25 年度の出捐金及び補助金実績は次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が勤労者センターに出捐した 300 万円は、勤労者センターの基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
職 員 人 件 費	22,461,000	19,379,402	3,081,598
運 営 費	1,130,000	1,130,000	0
交 流 都 市 交 流 事 業	323,000	255,000	68,000
合 計	23,914,000	20,764,402	3,149,598

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

9 社会福祉法人 教信精舎

(荒川区立夕やけこやけふれあい館・荒川区立夕やけこやけ保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立夕やけこやけふれあい館(以下「夕やけこやけふれあい館」という。)及び荒川区立夕やけこやけ保育園(以下「夕やけこやけ保育園」という。)の指定管理者である社会福祉法人教信精舎(昭和44年10月27日設立。以下「教信精舎」という。)は、事務所を荒川区西尾久六丁目9番7号に置き、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として荒川区立小台橋保育園等の社会福祉事業を運営している法人である。

(1) 指定管理業務

① 夕やけこやけふれあい館の指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全(簡易な修繕及び整備を含む。)に関する業務

エ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

② 夕やけこやけ保育園の指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること。

イ 施設、付属設備及び備品の保全に関すること。

ウ 施設内の清潔の保持、整頓その他環境整備に関すること。

エ 災害防止に関すること。

オ 施設の経理を行うこと。

カ その他、区と指定管理者の協議の上、定められた事務に関すること。

夕やけこやけ保育園の入所児童数は次表のとおりである。

平成26年3月31日現在

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12名	20名	24名	30名	26名	15名	127名

(2) 施設の職員体制

夕やけこやけふれあい館の職員体制は、館長1名、副館長1名、常勤指導員4名、非常勤指導員3名、管理担当非常勤職員7名である。夕やけこやけ保育園の職員体制は、園長1名、保育士23名、看護師1名、栄養士3名、調理員1名、その他2名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、教信精舎に対して夕やけこやけふれあい館及び夕やけこやけ保育園（指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで）の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出し、一時保育事業費補助金177万円を支出している。また、荒川区立小台橋保育園に対しても保育所運営費等の指定管理料2億1,519万2,533円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 教信精舎

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部、子育て支援部

- ア 教信精舎に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続きは適切か

2 監査の範囲

平成25年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 教信精舎 平成27年1月20日
- (2) 区民生活部、子育て支援部 平成27年1月20日

第3 監査の結果

平成25年度の指定管理料の実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

区 分	契約額	執行額	返還額
夕やけこやけふれあい館指定管理料	46,060,288		
内・家屋等修繕費	448,883	448,883	0
夕やけこやけ保育園指定管理料	203,663,328		

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

10 ニッコトラスト・東京パワーテクノロジー プロジェクト (荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家（以下「清里高原施設」という。）の指定管理者であるニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト（以下「清里高原施設プロジェクト」という。）は、株式会社ニッコトラスト（以下「ニッコトラスト」という。）及び東京パワーテクノロジー株式会社（以下「東京パワーテクノロジー」という。）の共同事業体である。ニッコトラストは事務所を千代田区に置き食堂の経営、食堂の受託経営等を行い、東京パワーテクノロジーは事務所を江東区に置き環境・エネルギー関連事業、尾瀬地域事業等の経営を行っている。

(1) 指定管理業務

- ア 清里高原施設利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- イ 清里高原施設利用料金の収納、減免及び還付に関する業務
- ウ 清里高原施設の施設及び附帯設備の維持管理並びに備品等の管理保全（簡易な修繕及び整備を含む）に関する業務
- エ 清里高原施設の運営に当たり、一般賄の他特別料理等の提供
- オ 清里高原施設の利用率アップのための各種企画事業の実施
- カ 清里高原施設の案内や利用の手引き等、印刷物の作成及び配布
- キ その他、区が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

清里高原施設の職員体制は、管理人2名、食堂責任者1名、調理師2名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、清里高原施設プロジェクトに対して、清里高原施設（指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 清里高原施設プロジェクト

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

- イ 指定管理料に係る会計処理は、適正に行われているか
- (2) 地域文化スポーツ部
 - ア 清里高原施設プロジェクトに対する指導監督は適切か
 - イ 指定管理料の支出等手続は適切か

2 監査の範囲

平成 25 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 清里高原施設プロジェクト 平成 26 年 10 月 21 日～22 日
- (2) 地域文化スポーツ部 平成 26 年 10 月 21 日～22 日

第3 監査の結果

平成 25 年度の事業実績は、次表のとおりである。

表(1) 指定管理料実績 (単位：円)

区 分	契 約 額	執 行 額	返 還 額
指 定 管 理 料	52,367,000		
内・修 繕 費	2,000,000	2,009,953	0

※ 指定管理料の内、修繕費の不用額については精算することとされている。

表(2) 利用料金等収納実績 (単位：円)

区 分	収 入 額	基 準 額	納 付 額
利 用 料 金 等 収 入	23,619,918	26,702,000	0
内 訳	施 設 利 用 料 金	8,600,450	
	賄 利 用 料 金	14,533,980	
	そ の 他 収 入	485,488	

※ 指定管理者は利用料金等収入が基準額を超えた場合、その超えた部分の 1/2 を区に支払うこととされている。なお、利用料金等の収入額が、基準額を超えないため納付額は生じない。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なもの認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

1 1 株式会社 東急コミュニティー (荒川区営住宅)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区営住宅（以下「区営住宅」という。）の指定管理者である株式会社東急コミュニティー（以下「東急」という。）は、事務所を世田谷区用賀四丁目10番1号に置き、マンション管理、ビル管理、リゾート施設管理、賃貸マンション運営、大規模改修工事等の業務を行っている。

(1) 指定管理業務

- ア 区営住宅、共同施設及び附帯施設の保全、修繕及び改良に関する業務
- イ 共同施設の整備その他の住居環境の整備に関する業務
- ウ その他、区長が必要と認める業務

なお、各区営住宅の住宅名等は、次表のとおりである。

住 宅 名	所 在 地	戸 数
西尾久七丁目住宅	荒川区西尾久七丁目19番11号	34
西尾久三丁目住宅	荒川区西尾久三丁目21番12号	39
南千住二丁目住宅	荒川区南千住二丁目32番3号	18
町屋七丁目住宅	荒川区町屋七丁目2番15号	23
町屋五丁目住宅	荒川区町屋五丁目9番2号	29

(2) 業務体制

東急の区営住宅における管理業務は、首都圏第一事業部東京東支店において行っている。

2 区との財政援助等の関係

区は、区営住宅（指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出している。

また、区は、東急を荒川区民住宅（指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）の指定管理者に指定しており、指定管理料93,785,599円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 東急

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

- ア 東急に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等手続きは適切か

2 監査の範囲

平成 25 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 東急 平成 27 年 1 月 26 日
- (2) 福祉部 平成 27 年 1 月 26 日

第 3 監査の結果

平成 25 年度の指定管理料実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	契 約 額	執 行 額	精 算 額
指 定 管 理 料	38,316,334	32,742,941	5,573,393

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、福祉部には、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項について口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

